

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（271））
2. 日時：平成29年8月8日 16時30分～19時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、宮本管理官補佐、正岡安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、村上安全審査官、大塚安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他10名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 発電管理課 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 耐火ラッピングに用いる材質を整理して提示すること。
 - ケーブル処理室床下のトレイにおける火災について、床板（穴あり）によって感知・消火が可能であるとする考え方を整理して提示すること。
 - 異区分の区域・区画に設置された機器について、1時間耐火障壁による系統分離の具体的な概要図を提示すること。
 - 異区分の区域・区画に設置された機器について、系統分離のために機器を1時間耐火障壁で囲むことによる、定期的な点検及び日常巡視等への影響や火災時の伝熱影響について整理して提示すること。
 - 火災感知器や消火設備の仕様、配置、設置数の考え方を整理して提示すること。
 - 消火の方針について、耐震性、消火用水の多重性や多様性、火災感知機の電源確保を含めて具体的に提示すること。
 - 「消火栓による消火活動は想定されない」とした記載は、実態に合うよう修正し、提示すること。
 - 中央制御室床下のコンクリートピットにおける火災の感知・消火を自動消火

としないとしているが、自動消火する設計と同レベルであることを提示すること。

- 中央制御室の制御盤における区分分離を明示し、その感知・消火に係る設計方針の妥当性を整理して提示すること。
- 残留熱除去系（RHR）停止時冷却系外側隔離弁は系統分離の対策が不要とする根拠を整理して提示すること。また、例外を設けるのであれば、その妥当性を他のものを含めて明確に提示すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 内部火災について
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応：コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）